

芦屋市立養護老人ホーム和風園

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業所

運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、芦屋市が設置し、社会福祉法人聖徳園（以下「法人」という。）が芦屋市の指定管理者の指定を受け運営する芦屋市立養護老人ホーム和風園の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

なお、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業には、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業を含むものとする。（以下同じ。）

- 2 施設は、介護サービス計画（介護予防サービスを含む。以下同じ）を作成し、それに基づいて、生活相談、安否確認、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話及び緊急時の対応を行うとともに、介護サービスを行う外部のサービス提供事業者と契約することにより、入居者がその状態に応じ柔軟なサービス提供を受けることができるように努める。
- 3 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者（以下「保険者」という。）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業者の概要)

第2条 事業者の概要は、次のとおりとする。

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖徳園
- (2) 代表者 理事長 三上 美知恵
- (3) 法人所在地 大阪府枚方市香里ヶ丘4-17-1
- (4) 電話番号 072-860-3100
- (5) F A X 番号 072-852-3370
- (6) 設立年月日 昭和42年1月11日設立

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 芦屋市立養護老人ホーム 和風園
- (2) 所在地 兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町39番20号

(利用定員及び居室数)

第4条 施設の入居定員は30名とする。

2 施設の居室数は、20室とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の職種及び定数)

第5条 施設に、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 1名以上
- (4) 計画作成担当者 1名

2 前項に定めるものの他、必要がある場合には指定基準を下回らない範囲で職員を増減することができる。

3 管理者及び計画作成担当者は常勤専任、生活相談員は専従とする。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は兼務することができる。

4 施設は、兼務による職員を含めて常時1名以上の職員を配置しなければならない。ただし、宿直時間帯においてはその限りではない。

(職務の内容)

第6条 職員の職務分掌は、次のとおりとする。

(1) 管理者

施設の業務を総括する。管理者に事故がある時は、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 生活相談員

利用者の入退居、生活相談及び処遇計画の作成、実施に関することに従事する。

(3) 介護職員

入居者の日常生活上の援助及び相談業務に従事する。

(4) 計画作成担当者

入居者の特定施設サービス計画の作成並びに介護支援に関する業務に従事する。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1) 職員会議 (2) 処遇会議 (3) 支援者会議 (4) 給食会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

(研修による計画的な人材育成)

第8条 施設は、適切な介護サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第3章 特定施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該サービスについて介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の支払いを入居者から受けることができる。ただし、芦屋市立養護老人ホーム和風園管理規定により徴収する費用と重複しないように留意する。

(1) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる経費であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

(2) 施設は、前号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族や後見人、関係機関等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族や後見人、関係機関等の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第10条 施設サービスの内容・利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ)により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(入退居)

- 第11条 施設は、環境上の理由及び経済的理由により、芦屋市立養護老人ホーム和風園に入居した者のうち、要支援もしくは要介護の状態にあり、常時介護を必要とする者に対し外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスを提供する。
- 2 施設は、正当な理由なく介護保険サービスの提供を拒まない。
 - 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる
 - 4 施設は、利用申込者の入居に際しては、入居者の心身状況、病歴の把握に努める。
 - 5 施設は入居者についてその心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
 - 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、計画作成担当者等の職員の間で協議する。
 - 7 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族や後見人、関係機関等の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
 - 8 施設は、入居者の退居に際しては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第12条 入居者が施設のサービスを受ける際には、入居者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(手続きの説明及び同意)

- 第13条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族や後見人、関係機関等に対し、重要事項説明書、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

- 第14条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供をもとめられた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者氏資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービス提供に努める。

(要介護認定に係る援助)

- 第15条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行う。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退居の記録の記載)

- 第16条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している外部サービス利用型特定施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第17条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を使用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

- 第18条 管理者は、生活相談員には日常生活での処遇計画の作成に関する業務を計画作成担当者には介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱えている問題を明らかにし、入居者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成担当者は、入居者及び家族や後見人、関係機関等の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する外部サービス利用型特定施設生活介護によるサービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した介護サービス計画の原案を作成し、入居者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画作成担当者は、介護サービス計画作成後においても、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に当たる他の職員との連携を継続的に行うことにより、介護サービス計画並びに処遇計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて第2項及び第3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(施設の取扱方針)

- 第19条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を適切に行う。

- 2 サービスの提供は、介護サービス計画に基づき漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行う。
- 3 施設の職員はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族や後見人、関係機関等に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、サービスの提供にあたっては当該入居者及び他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第20条 施設は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するように、入居者の心身の状況に応じて適切な技術をもって介護を行う。

- 2 施設は、生活相談、安否確認、緊急時対応並びに計画作成等の介護に係る基本サービス以外の介護サービスを、指定居宅サービス事業所の指定を受けている受託居宅サービス事業所に委託することができる。
- 3 施設は、入居者に対して重要事項を記した文章を交付して説明を行い、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に関する契約を文章にて締結しなければならない。
- 4 受託居宅サービス事業所に委託できる居宅サービスの種類は以下のとおりである。

(1) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護

- ① 事業者 社会福祉法人 聖徳園
大阪府枚方市香里ヶ丘4丁目17-1
事業所 あしや聖徳園ホームヘルパーステーション
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町6-9

(2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護

- ① 事業者 社会福祉法人 聖徳園
大阪府枚方市香里ヶ丘4丁目17-1
事業所 聖徳園訪問看護ステーション
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町6-9

(3) 指定通所介護及び指定介護予防通所介護

- ① 事業者 社会福祉法人 聖徳園
大阪府枚方市香里ヶ丘4丁目17-1
事業所 あしや聖徳園デイサービスセンター リーブル
兵庫県芦屋市六麓荘町3番57号
- ② 事業者 社会福祉法人 きらくえん
兵庫県尼崎市長洲西通2丁目8番3号
事業所 地域福祉センター「ハーブあしや」デイサービスセンター
芦屋市潮見町31番1号

(4) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与

① 事業者 フランスベッド株式会社 中日本事業部

兵庫県西宮市西宮浜1-41

事業所 メディカル西宮営業所

兵庫県西宮市西宮浜1-41

- 5 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所の指定に際し、指定訪問介護、指定訪問看護、指定通所介護を提供する受託居宅サービス事業所と契約を締結し、当該受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を別紙に明記するとともに、事前に兵庫県知事に届け出なければならない。
- 6 施設は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業所により、適切な介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 定期的に、委託した受託居宅サービス事業所の業務の実施状況について確認し、記録しなければならない。
 - (2) 委託した受託居宅サービス事業所に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 7 施設は、受託居宅サービス事業所が介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービス内容等を当該受託居宅サービス事業所から文書により報告させなければならない。
- 8 介護報酬の請求及び受領は、施設が行い、受託居宅サービス事業所には、委託契約に基づき、施設から委託料を支払う。
- 9 施設は、入居者に対して、介護サービス計画以外の援助を適切に行う。
- 10 施設は、入居者の負担により、当該施設並びに受託居宅サービス事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。
- 11 入居者が希望した場合、または施設が必要と認めた場合、以下の手続きにより入居者が他の居室に移動することがあり、その場合には、経過及び理由を記録するものとする。
 - (1) 入居者または施設のいずれかが移動の必要性を認めた場合、その理由を説明したうえで協議を行う。
 - (2) 双方の合意が得られた後、移動を行う。ただし、加療等のため医師が移動の必要性を認めた場合は、入居者の同意が得られないときでも、やむを得ず移動を行うことができるものとする。

(食事の提供)

第21条 施設は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(相談・援助)

第22条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族や後見人、関係機関等に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第23条 施設は、教養娯楽設備等を備える他、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族や後見人、関係機関等において行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族や後見人、関係機関等と連携を図るとともに、入居者とその家族や後見人、関係機関等の交流の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第24条 施設は、入居者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院を定める。

(協力医療機関等)

第26条 施設は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

(1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保していること。

(2) 施設から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

- 5 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 施設は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

(利用者の入院中の取扱い)

第27条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要性が生じた場合であつて、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族や後見人、関係機関等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、保険者等と協議のうえ再び当該施設に入居するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに介護サービス計画によるサービスに関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第29条 施設は、入居者に適切な介護サービスを提供できるように、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(緊急時の対応)

第30条 施設は、現に外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第31条 入居者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族や後見人、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事故発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 3 施設は事故の状況や事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 4 入居者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、保険者等の当該関係者と協議の上、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時対応等の情報の共有)

第32条 前条並びに前々条の対応を行った場合、ケース記録等並びに事故報告書等に記録するとともに、会議等を通じて職員間の共有を図る。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第33条 非常災害に備えて、避難、救出、夜間想定を含めたその他必要な訓練を年2回以上実施する。ただし、土砂災害に関しては年1回以上訓練を行うこととする。

2 消防法に準拠して、防災計画を別に定める。

(事業継続計画の策定等)

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生した場合においても、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第6章 その他施設運営に関する事項

(定員の厳守)

第35条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、関係機関と協議の上、定員を超えて運営することがある。

(衛生管理等)

第36条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設において感染症が発生し、又まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(ア) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(イ) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(ウ) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

（虐待防止に関する事項）

第37条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

2 施設は、支援中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束その他行動制限に関する事項）

第38条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。

（人格の尊重）

第39条 施設は、施設入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場にたった外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。

（重要事項の揭示）

第40条 施設は、見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（秘密保持等）

第41条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文章により入居者の同意を得る。

(居宅支援事業者等に対する利益供与等の禁止)

- 第42条 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第43条 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関する入居者からの苦情に、迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関し、保険者が行う文章その他物件の提出もしくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ入居者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 施設は、その提供した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

- 第44条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協働を行うなど、地域との交流に努める。

(反社会的勢力等の影響の排除)

- 第45条 施設は、その運営について、反社会的勢力等の支配を受けてはならない。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第46条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じる。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第47条 施設は、その提供する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第7章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第48条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの事業会計とその他事業会計と区分する。

(記録の整備)

第49条 施設は、職員、施設、及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護によるサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第50条 この規定に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法及び老人福祉法の法令に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

2 この規程は、令和 1年 5月 1日から適用する。

3 この規程は、令和 3年 4月 1日から適用する。

4 この規程は、令和 6年 4月 1日から適用する。

